

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費 (補助)率	5 負担 (補助)率
------	------	-------	-----------------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位:円)

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員						
20名以下	25,100	24,600	24,200	24,100	23,900	23,700
21 ~ 30	16,800	16,400	16,200	16,000	15,900	15,800
31 ~ 40	12,600	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800
41 ~ 50	10,100	9,800	9,700	9,600	9,500	9,500
51 ~ 60	8,400	8,200	8,100	8,000	8,000	7,900
61 ~ 70	7,200	7,000	6,900	6,900	6,800	6,800
71 ~ 80	6,300	6,200	6,100	6,000	6,000	5,900
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,300	5,300
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員						
20名以下	23,500	23,300	23,100	23,000	22,600	22,000
21 ~ 30	15,700	15,500	15,400	15,300	15,100	14,700
31 ~ 40	11,800	11,700	11,600	11,500	11,300	11,000
41 ~ 50	9,400	9,300	9,300	9,200	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,800	7,700	7,700	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,700	6,600	6,600	6,500	6,300
71 ~ 80	5,900	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500	4,400

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費 (補助)率	5 負担 (補助)率
------	------	-------	-----------------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位:円)

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
20名以下	24,900	24,400	24,200	23,800	23,700	23,500
21 ~ 30	16,600	16,300	16,100	15,900	15,800	15,700
31 ~ 40	12,500	12,200	12,100	11,900	11,800	11,700
41 ~ 50	10,000	9,800	9,700	9,500	9,500	9,400
51 ~ 60	8,300	8,100	8,100	7,900	7,900	7,800
61 ~ 70	7,100	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700
71 ~ 80	6,200	6,100	6,100	6,000	5,900	5,900
81 ~ 90	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
20名以下	23,300	23,100	22,700	22,600	22,000
21 ~ 30	15,500	15,400	15,200	15,000	14,700
31 ~ 40	11,600	11,600	11,400	11,300	11,000
41 ~ 50	9,300	9,200	9,100	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,700	7,600	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,600	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,500	4,500	4,400

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>II 婦人保護長期収容施設</p> <p>(1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,500円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>		
	事業費	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>II 婦人保護長期収容施設</p> <p>(1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,400円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 施設機能強化推進費は、前項I婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。</p> <p>(3) 民間施設給与等改善費は、前項I婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。</p> <p>(4) 下記の都道府県にあっては、次に掲げる定数を基礎に算定する。</p> <p>北海道 7人</p> <p>東京都 40人</p> <p>神奈川県 10人</p> <p>愛知県 5人</p> <p>大阪府 5人</p> <p>兵庫県 7人</p> <p>福岡県 5人</p> <p>(注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。</p>		
	事業費	<p>1 [区分] 婦人保護事業費負担金 [種目] 事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。</p> <p>2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額330円</p> <p>3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認められた額。</p>	<p>婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等</p>	5/10

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<u>4 同伴児童経費</u> <u>同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費</u> <u>当該年度の同伴児保護延人数に日額1,800円を乗じた額</u>	<u>婦人保護施設が行う要保護女子等の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、常用費(消耗品費)</u>						

略

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数
人件費	(1) 給与	<p>毎年4月1日現在（以下「4月当初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア．都道府県及び市が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかなる場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12